○電子航法研究所交流研究員規程

制定 平成28年 4月 1日 研究所規程第58号 改正 令和 5年10月20日 研究所規程第 4号

(通則)

第1条 電子航法研究所(以下「研究所という。」)が、その試験、調査、研究 及び開発(以下「研究等」という。)のために行う、研究所以外の機関(外国 の機関を除く。以下同じ。)に所属する職員の受入れについては、この規程の 定めるところによる。(以下、研究所に受入れる職員を「交流研究員」という。)

(受入れの申請)

- 第2条 受入れの申請は、次に掲げる事項を記載した交流研究員受入れ申請書 (以下「受入れ申請書」という。)を提出して行うものとする。
 - (1) 氏名、住所及び経歴
 - (2) 受入れを希望する期間
 - (3) 希望する指導又は研究(以下「指導等」という。)の内容
 - (4) 受入れを希望する理由
 - (5) その他受入れに関し必要な事項

(受入れの承認)

- 第3条 交流研究員は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。
 - (1)交流研究員が、研究所の指導を受ける又は研究を行うのに必要な能力 その他の適格性を有する者であること。
 - (2)指導等の内容が、研究所が実施又は実施を計画している研究(以下「研究等」という。)に関するものであること。
 - (3) 交流研究員の受入れによって、研究所の他の業務に支障が生ずる恐れのないものであること。
- 2 交流研究員が前項に規定する要件に該当すると認められる場合は、申請機 関の長に対し、受入れ承認書を交付するものとする。
- 3 前項に規定する受入れ承認書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 交流研究員の氏名
 - (2) 受入れ期間
 - (3) 交流研究員の指導等に関する計画の内容
 - (4) 研究所が受入れ承認書に基づいて交流研究員の指導等を行う旨及び第

- 4条から第9条までの規定の趣旨に関する事項
- (5) その他受入れに関し必要な事項
- 4 前2項の規定は、前項第1号から第5号に掲げる事項を変更する場合において準用する。

(受入れに要する費用)

第4条 受入れに要する費用は、申請機関が負担するものとする。

(交流研究員の服務)

- 第5条 交流研究員の服務については、研究所の職員に準拠して取り扱うもの とし、誓約書を提出させる。
- 2 受入れに伴って発生した交流研究員が被った災害に関する補償は、当該交 流研究員の所属する申請機関が負担するものとする。
- 3 交流研究員が故意又は過失により研究所又は第3者に被害を与えた損害については、当該交流研究員の所属する申請機関が賠償の責を負うものとする。

(受入れの中止)

- 第6条 交流研究員の受入れ期間中において、研究所の他の業務に支障が生じ、 又は天災その他のやむを得ない理由が生じたため、当該交流研究員の受入れ が困難となったときは、当該交流研究員の受入れを中止することができる。
- 2 交流研究員の受入れ期間中において、交流研究員又は申請機関の長が第3 条第2項に規定する受入れ承認書に記載された同条第3項第4号及び第5号 に係る事項を遵守しないとき又はその他交流研究員又は申請機関の長に不都 合な行為があったときは、当該交流研究員の受入れを中止することができる。
- 3 研究所は、第1項の規定により交流研究員の受入れを中止しようとすると きは、あらかじめ、当該交流研究員の所属する申請機関の長と協議しなけれ ばならない。
- 4 研究所は、第2項の規定により交流研究員の受入れを中止しようとすると きは、当該交流研究員の所属する申請機関の長に通知しなければならない。

(研究等の報告)

第7条 交流研究員は、研究等を終了し、又は受入れ期間が満了し、若しくは 受入れを中止したときは、速やかに当該研究等に関する報告書を提出しなけ ればならない。

(特許出願)

第8条 研究所の職員及び交流研究員が共同で行った研究等に関連して行った 発明は、原則として研究所の職員が行った発明の取扱いに準じて取扱う。

(研究等の成果の取扱い)

第9条 交流研究員又はその申請機関が受入れに係る研究等の成果を研究所及 び当該申請機関以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ、研究所の 同意を得なければならない。

(取扱要領)

第10条 この規程を施行するため必要があるときは、取扱要領を定めることができるものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、交流研究員に関して必要な事項は、 所長が定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年10月20日から施行する。